

熊本市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱

制定	平成19年	4月	1日健康福祉局長決裁
改正	平成19年	7月	1日健康福祉局長決裁
	平成20年	4月	1日健康福祉局長決裁
	平成20年	7月	1日健康福祉局長決裁
	平成22年	4月	1日健康福祉局長決裁
	平成22年	8月	1日障がい保健福祉課長決裁
	平成22年	9月28日	障がい保健福祉課長決裁
	平成24年	4月	1日健康福祉子ども局長決裁
	平成24年	8月31日	障がい保健福祉課長決裁
	平成25年	3月28日	健康福祉子ども局長決裁
	平成25年	8月28日	障がい保健福祉課長決裁
	平成26年	3月31日	健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	1月	1日健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	3月27日	健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	6月19日	障がい保健福祉課長決裁
	平成28年	3月30日	健康福祉子ども局長決裁
	平成29年	3月29日	健康福祉子ども局長決裁
	令和 元年	7月31日	健康福祉局長決
	令和 3年	3月12日	健康福祉局長決裁
	令和 5年	3月27日	健康福祉局長決裁
	令和 5年	4月	1日障がい福祉課長決裁
	令和 8年	3月30日	健康福祉局長決裁
	令和 8年	8月10日	健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の重度の障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）（以下「重度障害者」という。）の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付するのに必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に規定する熊本市重度障害者日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法第77条第1項第6号に規定する地域生活支援事業とする。

(対象者及び種目)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1及び別表2の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の障害及び程度の欄に掲げる重度障害者とする。ただし、当該給付申請に係る重度障害者及びその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）のうちいずれかの者について、給付の申請のあった月の属する年度（給付の申請のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとする。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が46万円以上であるときは、この限りでない。

2 前項の給付を行う用具は、障害者総合支援法第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）に規定する用具とする。

(給付の依頼)

第3条 市長は、用具の給付を用具の製作又は販売を行う事業者（以下「業者」という。）に依頼して行うものとする。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする重度障害者（障害児にあつては、その保護者）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 重度障害者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「難病患者等」という。）にあつては、医師の意見書を申請書に添付しなければならない。

(再給付)

第5条 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付は、次の項目のいずれかに該当する場合に行うことができる。なお、項目内の耐用年数とは別表1に規定する期間を指すものとする。

事象	耐用年数経過前	耐用年数経過後
(1) 毀損後、修理不能	修理不能証明書により修理不能と認められる場合	現物確認または聞き取り等により修理不能と認められる場合
(2) 毀損後、修理可	修理見積書により再給付の方が部品の交換よりも合理的と認められる場合	聞き取り等により再給付の方が部品の交換よりも合理的と認められる場合
(3) 障がい程度の変動による使用困難	用具の使用が困難であることを証明する医師の意見書により障がい程度の変動に伴って使用困難と認められる場合	現物確認または聞き取り等により障がい程度の変動に伴って使用困難と認められる場合
(4) 成長による使用困難	現物確認または聞き取り等により成長に伴って身体に合わなくなったと認められる場合	
(5) 災害による滅失・毀損	り災証明書またはその他証明書等により再給付が必要と認められる場合（本市に住民票を異動する前に本市以外の市町村で給付された用具の再給付を含む。ただし、本市で給付対象としている用具の品目に限る。）	
(6) その他	特別な事由により認められる場合	

(決定及び却下)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、調査書（様式第2号）を作成し、給付の適否について決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号）を申請者に、日常生活用具給付依頼通知書（様式第5号）を第3条の依頼を受けた業者（以下「依頼業者」という。）に交付するものとする。

3 市長は、用具の給付の申請を却下することを決定したときは、却下決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 用具（点字図書を除く。）の給付を受けた重度障害者（障害児にあつては、その保護者）は、用具の提供を受ける際に、別表3に定める基準額（現に当該用具の給付に要した費用の額が基準額を下回るときは、当該現に用具の給付に要した費用の額とする。次条において同じ。）の百分の十に相当する額（以下「利用者負担額」という。）を依頼業者に支払わなければならない。

2 利用者負担額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の3に規定する補装具費の例による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

(費用の請求)

第8条 依頼業者が市長に請求することができる額は、前条に規定する基準額から利用者負担額を控除した額とする。

(費用の請求等の特例)

第9条 第6条第2項に規定する用具の給付決定後、対象者の死亡その他の理由により対象者に用具を納品できないと市長が認める場合は、前2条の規定にかかわらず、依頼業者は、用具を市長に納品し、当該用具に係る額（基準額と基準額を超える額の合算額をいう。）を請求することができる。

(埋込型人工咽頭用人工鼻及び排泄管理支援用具の一括給付)

第10条 市長は、申請者の申請手続の利便を考慮し、埋込型人工咽頭用人工鼻（人工鼻カセット接続器具、接続器具、皮膚の接着剤、剥離剤を含む）及び排泄管理支援用具（洗腸装具、収尿器を除く。）について、別表3

に定める基準額（月額）の範囲内で6か月分を上限として、日常生活用具給付券1枚に記載して給付できるものとする。

（暗所視支援眼鏡の給付）

第11条 市長は、暗所視支援眼鏡の申請を受け付けた場合、日常生活用具意見書（暗所視支援眼鏡用）（様式第7号）により審査の上、給付の可否を決定するものとする。

（点字図書の給付）

第12条 点字図書の給付に関する事項は、熊本市点字図書給付事業実施要綱により行うものとする。

（居宅生活動作補助用具の給付）

第13条 居宅生活動作補助用具の給付に関する事項は、熊本市在宅重度障害者日常生活用具居宅生活動作補助用具給付事業実施要綱により行うものとする。

（給付台帳の整備）

第14条 市長は、用具の給付の状況を明確にするために、台帳を整備するものとする。

（雑則）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（要綱の廃止）
- 2 熊本市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び熊本市重度障害児・者日常生活用具給付等実施要綱（以下「旧要綱」と総称する。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行日において、旧要綱の規定により日常生活用具の給付の決定を受けていた者に係る同要綱の規定の適用については、施行日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年8月10日から施行し、令和8年7月28日から適用する。

別表1（第2条関係）

種 目	品 目	障害及び程度	性 能	耐用年数
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	① 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）で、原則として3歳以上の者 ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として3歳以上の者	重度障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	重度障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者	介護者が重度障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年

	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2級以上の児童で、原則 として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備え たもの	8年
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 者・児であって、入浴に 介助を必要とする、原則 として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への 入水等を補助でき、重度障害者又は介 助者が容易に使用し得るもの。ただ し、設置に当たり住宅改修を伴うもの を除く。	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害 2級以上で、原則として 学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)た だし、取替えに当たり住宅改修を伴う ものは除く。	8年
	頭部保護帽	① 平衡機能若しくは下 肢又は体幹機能障害 者 ② 児童相談所又は知的 障害者更生相談所に おいて知的障害児・ 者として判定され障 害の程度が重度又は 最重度であるもの及 び精神障害2級以上 で、てんかんの発作 等により頻繁に転倒 するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるも の A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主 材料に製作	3年
	T字状・棒状の つえ	平衡機能若しくは下肢 又は体幹機能障害者で 杖により歩行機能が補 完されるもの	歩行時に身体を支え、安定させるため に用いるもので、重度障害者が容易に 使用し得るもの	3年
	移動・移乗支援 用具	平衡機能若しくは下肢 又は体幹機能に障害を 有し、家庭内の移動等 において介助を必要と する者で、原則として3歳 以上の者	おおむね次のような性能を有する手 すり、スロープ等であること。 ア 重度障害者の身体機能の状態を 十分踏まえたものであって、必要な強 度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補 助、移乗動作の補助、段差解消等の用 具とする。ただし、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く。	8年

自立生活支援用具	特殊便器	① 上肢障害２級以上で、原則として学齢児以上の者 ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	火災警報器	① 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年

自立生活支援用具	自動消火器	① 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年
	電磁調理器	① 視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）で、１８歳以上の者 ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって、１８歳以上の者	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	６年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	１０年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）で、１８歳以上の者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	１０年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者で必要と認められる、原則として学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者で必要と認められる、原則として学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳の交付を受けた者で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	重度障害者が容易に使用し得るもの	１０年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上（単身世帯及びこれに準ずる世帯）で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	５年
	視覚障害者用血圧計	視覚障害者２級以上（単身世帯及びこれに準ずる世帯）の原則として４０歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年
	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上（単身世帯及びこれに準ずる世帯）で、１８歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害３級以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	携帯型家庭用機械弁モニタリング	心臓機能障害１級で、弁置換術を受けている者	機械弁への血栓付着や機能悪化を確認でき、重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	在宅人工呼吸器使用者非常用電源	次のいずれかに該当し、在宅で人工呼吸器を使用する者 ①呼吸機能障害３級以上 ②心臓機能障害３級以上 ③同程度の障害	次のいずれかに該当する製品 ・正弦波インバーター発電機 ・蓄電池 ・使用している各種人工呼吸器の専用外部バッテリー（専用スタンド含む）	５年

携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者・児又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、重度障害者が容易に使用し得るもの	5年
情報・通信支援用具	重度（１級又は２級）の視覚障害者又は上肢不自由者	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト	—
点字ディスプレイ	視覚障害２級以上で必要と認められる、学齢児以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器	視覚障害者又は視覚障害児	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具。点筆を含むもの 標準型 A ３２マス１８行、両面書真鍮板製 B ３２マス１８行、両面書プラスチック製 携帯用 A ３２マス４行、片面書アルミニウム製 B ３２マス１２行、片面書プラスチック製	標準型 7年 携帯用 5年
点字タイプライター	視覚障害２級以上で、（原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者）	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者又は視覚障害児で、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又はその内容を音声で読み上げるもの	8年
暗所視支援眼鏡	原則として学齢児以上の視覚障害者又は視覚障害児であって、医師の意見書で有用性が認められる者	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの。	8年

	視覚障害者用時計	視覚障害２級以上で、学齢児以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	１０年
--	----------	--	------------------	-----

情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者若しくは聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上の者	音声の代わりに文字等により通信が可能でＦＡＸ機能を主とした機器であって、重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者又は聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者又は聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者又は聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者又は聴覚障害児が容易に使用し得るもの	６年
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害２級以上で単身世帯、またはこれに準ずる世帯	地上デジタルテレビ放送を受信する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年
	人工喉頭	音声機能障害者又は音声機能障害児	喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具で、重度障害者が容易に使用し得るもの	笛式 ４年 電動式 ５年
	埋込型人工咽頭用人工鼻	音声機能障害者又は音声機能障害児であって、常時埋込型の人工咽頭を使用する者	呼吸を加温・加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの (人工鼻カセット接続器具及び接続器具と皮膚の接着剤、剥離剤を含む)	－
	人工内耳用電池	聴覚障害者又は聴覚障害児	人工内耳装用者が、そのために使用するもの	－
	点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者又は視覚障害児	点字により作成された図書	－

排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう又は直腸機能障害の者	大腸の切除等により人工肛門又は人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）で、重度障害者が容易に使用し得るもの	－
排泄管理支援用具	紙おむつ等	3歳以上であって次のいずれかに該当する者 ① 皮膚の状態によりストーマ用装具が装着出来ない者並びに先天性疾患に起因する神経障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便・排尿機能障害のある者	紙おむつ等（紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品）で重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	－
	洗腸装具	② 脳性麻痺等の脳原性運動機能障害の者	洗腸装具で重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	6ヶ月
	収尿器	脊髄損傷等により排尿が困難な者	排尿を自分の意思でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者の収尿のための用具で、重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	1年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で、障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）で、学齢児以上の者	重度障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	－

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に視覚障害者用テープレコーダーの給付を受け、給付より2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。

別表 2 (第 2 条関係) 難病患者等関係

種 目	品 目	障害及び程度	性 能	耐用年数
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	寝たきりの状態にある 難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
	特殊マット	寝たきりの状態にある 難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年
	特殊尿器	自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
	体位変換器	寝たきりの状態にある 難病患者等	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5 年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
	便器	常時介護を要する難病患者等	難病患者等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8 年
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
	特殊便器	上肢機能に障害のある 難病患者等	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8 年

在宅療養等支援用具	ネブライザー (吸入器)	呼吸機能に障害のある 難病患者等	難病患者等又は介護者が容易に使用 し得るもの。	5年
	電気式たん吸引 器	呼吸機能に障害のある 難病患者等	難病患者等又は介護者が容易に使用 し得るもの。	5年
	動脈血中酸素飽 和度測定器 (パル スオキシメータ ー)	人工呼吸器の装着が必 要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングす ることが可能な機能を有し、難病患者 等が容易に使用し得るもの	5年
	在宅人工呼吸器 使用者非常用電 源	呼吸機能もしくは心臓 機能等に障害のある難 病患者等であって、在宅 で人工呼吸器を使用す る者	次のいずれかに該当する製品 ・ 正弦波インバーター発電機 ・ 蓄電池 ・ 使用している各種人工呼吸器の 専用外部バッテリー (専用スタンド含む)	5年
情報・意思疎通支援用具	暗所視支援眼鏡	原則、学齢児以上の難病 患者等（夜盲又は視野狭 窄の症状を有する者）で あって、医師の意見書で 有用性が認められる者	画像入力装置を見たいものにかざす ことで、明るく拡大された画像等をモ ニターに映し出せるもの。	8年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補 助用具	下肢又は体幹機能に障 害のある難病患者等	難病患者等の移動等を円滑にする用 具で設置に小規模な住宅改修を伴う もの	—

別表3（第7条関係）

日常生活用具の基準額

種目	品 目 ・ 基 準 額		種目	品 目 ・ 基 準 額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1 5 4 , 0 0 0 円		携帯用会話補助装置	9 8 , 8 0 0 円
	特殊マット	1 9 , 6 0 0 円		情報・通信支援用具	1 0 0 , 0 0 0 円
	特殊尿器	6 7 , 0 0 0 円		点字ディスプレイ	3 8 3 , 5 0 0 円
	入浴担架	8 2 , 4 0 0 円		点字器	
	体位変換器	1 5 , 0 0 0 円		標準型	
	移動用リフト	1 5 9 , 0 0 0 円		A 3 2マス1 8行、両面	1 0 , 4 0 0 円
	訓練いす	3 3 , 1 0 0 円		書真鍮板製	
	訓練用ベッド	1 5 9 , 2 0 0 円		B 3 2マス1 8行、両面	6 , 6 0 0 円
自立生活支援用具	入浴補助用具	9 0 , 0 0 0 円	情報・意思疎通支援用具	書プラスチック製	
	便器	4 , 4 5 0 円		携帯用	
	手すり	5 , 4 0 0 円		A 3 2マス4行、片面書	7 , 2 0 0 円
	頭部保護帽			アルミニウム製	
	A レディメイド	1 2 , 1 6 0 円		B 3 2マス1 2行、片面	1 , 6 5 0 円
	オーダーメイド	1 5 , 2 0 0 円		書プラスチック製	
	B レディメイド	2 9 , 4 0 0 円		※ 基準額は点筆を含むもの。	
	オーダーメイド	3 6 , 7 5 0 円		点字タイプライター	6 3 , 1 0 0 円
	T字状・棒状のつえ			視覚障害者用ポータブル	録音再生機 8 5 , 0 0 0 円
	木材	2 , 2 0 0 円		レコーダー	再生専用機 3 5 , 0 0 0 円
	軽金属	3 , 0 0 0 円		視覚障害者用活字文書	9 9 , 8 0 0 円
	※ 夜光材付とした場合は4 1 0円（全面夜光材付とした場合は1 , 2 0 0円）増しとするもの。また、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は2 6 0円増しとするもの。			読上げ装置	
	移動・移乗支援用具	6 0 , 0 0 0 円		視覚障害者用拡大読書器	1 9 8 , 0 0 0 円
	特殊便器	1 5 1 , 2 0 0 円		暗所視支援眼鏡	3 9 5 , 0 0 0 円
	火災警報器	1 5 , 5 0 0 円		視覚障害者用時計	
	自動消火器	2 8 , 7 0 0 円		触読時計	1 0 , 3 0 0 円
	電磁調理器	4 1 , 0 0 0 円		音声時計	1 3 , 3 0 0 円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7 , 0 0 0 円		聴覚障害者用通信装置	3 0 , 0 0 0 円
	聴覚障害者用屋内信号装置	8 7 , 4 0 0 円		聴覚障害者用情報受信装置	8 8 , 9 0 0 円
	サウンドマスター	3 6 , 1 0 0 円		視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	2 9 , 0 0 0円
	聴覚障害者用目覚時計	1 5 , 3 0 0 円		人工喉頭	
	聴覚障害者用屋内信号灯	1 7 , 8 0 0 円		笛式	5 , 0 0 0 円
		電動式	7 0 , 1 0 0 円		
		※ 笛式は気管カニューレ付とした場合は3 , 1 0 0円増しとするもの。また、電動式は電池又は充電器を含むもの。			
		埋込型人工咽頭用人工鼻	2 4 , 0 0 0円		
		*基準額は月額であるもの			
		人工内耳用電池	(使い捨て/空気亜鉛電池/充電式/イヤーマールド)		
		*基準額は月額であるもの	2 , 0 0 0 円		

種目	品 目 ・ 基 準 額		種目	品 目 ・ 基 準 額	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500 円	排泄管理支援用具	ストーマ装具	
	ネブライザー（吸入器）	36,000 円		消化器系	8,900 円
	電気式たん吸引器	56,400 円		尿路系	11,700 円
	酸素ボンベ運搬車	17,000 円		紙おむつ等（紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿）	12,000 円
	視覚障害者用体温計（音声式）	9,000 円		※ 基準額は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であるもの。	
	視覚障害者用血圧計	13,500 円		洗腸装具	24,000 円
	視覚障害者用体重計	18,000 円			
	動脈血中酸素飽和度測定器	50,000 円		収尿器	
	携帯型家庭用器械弁モニタリング	50,000 円		男性用 普通型	7,700 円
	在宅人工呼吸器使用者非常用電源	120,000 円		男性用 簡易型	5,700 円
居宅生活動作補助用具				女性用 普通型	8,500 円
	居宅生活動作補助用具	200,000 円		女性用 簡易型	5,900 円

様式第 1 号（第 4 条関係）

区 分	生保・低 1 ・低 2 ・一般・一定以上
履 歴	年 月 日・（ ）ヶ月分
使用困難確認	☐ 書類 ☐ 現物 ☐ 口頭

日常生活用具給付申請書

☐	手 帳 確 認 済
☐	介 護 確 認 済
☐	履 歴 確 認 済
☐	児 童 世 帯 確 認 済
☐	別世帯の生計同一者 確 認 済

熊 本 市 長 （宛）		(申請日)		年 月 日	
(申請者)		住 所			
		氏 名			
		対象者との続柄			
		電 話 （ ）		—	
下記のとおり日常生活用具の給付申請をいたします。					
なお、日常生活用具の給付申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。					
対 象 者	住 所				
	フリガナ		生年月日	T・S H・R	年 月 日
	氏 名				
世 帯 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	氏 名	続 柄 生 年 月 日
※別世帯であっても生計が同一であれば対象世帯員となりますのでご記入ください					
障 害 者 手 帳 障 害 名		手帳番号	第 号	障 害 等 級	(級)
		障 害 種 別	身 体 〔 視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・その他 知的 ・ 精神		
疾 患 名		(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づき厚生労働大臣が定める疾病名を記載のこと)			
介護保険制度状況		未申請・非該当・要支援 1 ・要支援 2 ・要介護 1 ・要介護 2 ・要介護 3 ・要介護 4 ・要介護 5			
現 在 状 況		在宅 ・ 入院 ・ 入所		入院 (所) 施設名 退院 (所) 予定日 年 月 日 予定	
特 記 事 項					
給 付 を 受 け る 日 常 生 活 用 具 名	種目	ストーマ装具（消化器系・尿路系）・紙おむつ等 その他（ ）			
	名称	（ ）			
希望する日常生活用具業者ストーマ装具・紙おむつの					
世帯課税状況		生 活 保 護 ・ 市 町 村 民 税 非 課 税 ・ 市 町 村 民 税 課 税			
申 請 者 収 入 等		非課税収入（障害年金・遺族年金・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当）・老齢年金・給与所得・営業等・退職所得・収入なし・その他（ ）			
生活保護への移行予防措置に関する認定		☐ 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。			
備 考					

※太枠内を記入してください。また、申請者氏名欄に押印してください。
※対象者が 1 8 歳未満の場合、申請者欄には保護者氏名等を記入してください。
※「特記事項」欄には、同一種目の再交付を希望する場合（ストマ用装具除く。）等に理由を記入してください。

調 査 書

申請年月日				申請者氏名				
対象者	住 所							
	フリガナ 氏 名							
	生 年 月 日					電 話		
世帯 員の 状 況	氏 名		年 齢	対象者の 続 柄	課 税 状 況		備 考	
					課 税 区 分	市 民 税 割 所 得 割		
	非課税世帯		所 得	障 害 年 金	手 当		合 計	
			円	円	円		円	
世帯区分								
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額		
円		円		円		円		
月 額 負 担 上 限 額			内) 法定自己負担額					円
円			内) 超過額					円
用 具 名		基 準 額		利 用 者 負 担		公 費 負 担		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
合 計		円		円		円		

発 第 号
年 月 日

熊本市長

日常生活用具給付決定通知書

このことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日		電話	
給 付 番 号			給付決定日	
決 定 内 容				
日常生活用具業者	名 称			
	所 在 地			
	電 話			
基準額		見積額	自己負担額	公 費 負 担 額
円		円	円	円
月 額 負 担 上 限 額		内) 法定自己負担額	円	
円		内) 超過額	円	

- ※ 日常生活用具業者と連絡を取り、日常生活用具の給付を受けてください。
- ※ 日常生活用具の引渡しを受けた場合は、日常生活用具業者に利用者負担額を支払ってください。
- ※ 基準額を超える差額は、自己負担になります。

様式第4号（第6条関係）

日常生活用具給付券

給付番号			給付決定日	年 月 日		
氏 名			生 年 月 日	年 月 日		
住 所						
電 話						
保 護 者 氏 名				続柄		
日常生活用具の名称						
日常生活用具業者	名 称					
	所 在 地				電話	
基準額		見積額	自 己 負 担 額		公 費 負 担 額	
円		円	円		円	
月 額 負 担 上 限 額		内) 法定自己負担額		円		
円		内) 超過額		円		
上記のとおり決定する。 年 月 日 熊本市長						
納 品	納 品 日	年 月 日	検 収 者 職 氏 名			
受 領	受 領 年 月 日	年 月 日	受 領 者 氏 名		本人との関係	

様式第5号（第6条関係）

発 第 号
年 月 日

熊本市長

日常生活用具給付依頼通知書

このことについて、次のとおり日常生活用具の給付を貴社に依頼することに決定しましたので通知します。

却 下 決 定 通 知 書

発 第 号
年 月 日

様

熊本市長

年 月 日に申請された日常生活用具の給付申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

様式第7号（第11条関係）

日常生活用具意見書（暗所視支援眼鏡用）

フリガナ	住 所
対象者氏名	
年 月 日生（ 歳）	
1. 夜盲又は視野狭窄の原因となった病名（難病等） ※網膜色素変性症など 該当する項目に☑してください ☐身体障害者手帳（視覚障害）所持者 ☐障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める疾病（難病等）	
2. 現在の症状、日常生活の状況 該当する項目すべてに☑してください ☐夜盲症状がある ☐中心視野が保たれており、単独歩行が可能な状態である（ ☐日中、☐夜間 ） ☐白杖を用いて歩行している（ ☐日中、☐夜間 ） ☐通学や通勤等の際に付き添いが必要である ☐移動時に付き添いが必要であるため、就学や就労等の機会が得られにくい ☐その他 []	
3. 暗所視支援眼鏡を試用、白杖を用いた訓練の効果 (1) 試用・訓練した医療機関等（ ） (2) 白杖を用いた訓練の効果 該当する項目すべてに☑してください ☐試用前後で、暗所視における明らかな視機能の改善を確認できた ☐白杖を併用した歩行ができた ☐単独での通学、通勤等が期待できる ☐日常生活で使用することで、就学や就労等の社会参加の機会拡大が期待できる ☐その他の有用性 []	
4. 暗所視支援眼鏡の有用性 該当するいずれかの項目に☑してください ☐行動範囲や社会参加機会等の拡大が期待できる ☐有用性は期待できない	
上記のとおり意見する 年 月 日 医療機関名 所在地 診療担当科名 作成医師氏名 ㊞	